



診療録への治療部位の記載間違い

診療録に次回の治療部位を誤って記載したが、治療前に誤りに気付き、部位間違いを回避した事例が報告されています。

事例の内容

歯科医師は、診療録に左下7番に「Cあり」と記載し、SPT後に左下7番のう蝕治療を予定した。SPT後、歯科衛生士に診療録の記載を依頼した際、歯科衛生士は次回う蝕治療を行う部位を誤って「右下7」と記載したが、歯科医師は確認した時に誤りに気付かなかった。う蝕治療前に、歯科医師は治療内容を確認するために介助者と診療録を読んでいたところ、記載が誤っていることに気付いた。患者の口腔内を確認し、正しく左下7番のう蝕治療を行った。

事例の背景

歯科衛生士は、次回の治療部位を記載する際に、確認が不足していた。歯科医師は、歯科衛生士が記載した内容に誤りがないかの確認が不足していた。

事例のイメージ

| 日付 | 部位 | 処置等 |
|------|------------|---------------------------|
| 2/10 | <再評価・治療計画> | |
| ○左下7 | 7~4 | P2 SPTを予定 |
| | 7 | Cあり SPT後にC処を予定 |
| 4/15 | 7~4 | SPT × 症状の安定を確認 |
| | | 治療予定:右下7 C処 |



取り組みのポイント

～事例を報告した歯科診療所が考えた改善策を踏まえて～

- 複数のスタッフで同一の患者に治療・処置を行う際に、部位間違いが生じる可能性があることを認識する。
- はじめに全体の治療計画を立て、それに沿って治療を進める。次回の治療部位を記載する場合は、治療計画を確認する。
- 診療録に記載した後は、左右・上下や歯の番号などに誤りがないか確認する。診療録の記載を歯科衛生士に依頼する場合、歯科医師は誤りがないか確認する。
- 治療・処置を始める前に、診療録の記載と、X線画像や口腔内所見を照らし合わせ、部位を確認する。また、診療録のどこの記載で部位を確認するかを明確化しておく。
- 治療・処置を行う部位の確認手順やチェックリストを作成し、歯科診療所内で周知し徹底する。



公益財団法人 日本医療機能評価機構
Japan Council for Quality Health Care